

呉市感染症予防計画（仮称）の策定について

1 予防計画策定の経緯

(1) 計画策定の背景

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）の一部が改正されました。これにより、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）及び都道府県が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下「予防計画」といいます。）の記載事項を充実させるほか、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」といいます。）においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

(2) 計画の法的な位置付け

感染症法においては、国が基本指針を定めること、都道府県は基本指針に即して予防計画を、保健所設置市は基本指針及び都道府県が定める予防計画に即して予防計画を定めることなどとされており、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく呉市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性の確保を図ります。

(3) 計画策定の手順

県においては、既存の予防計画の時点修正を行いつつ、感染症法において追加された事項等について、基本指針等を踏まえ、保健所設置市、感染症指定医療機関、医師会などの関係機関とで新たに設置される「広島県感染症対策連携協議会」で議論の上、見直しを行います。

保健所設置市である呉市においては、基本指針及び広島県の予防計画を踏まえ、呉市感染症予防計画（仮称）（以下「呉市予防計画」といいます。）を定めることとします。

2 呉市予防計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（開始から3年後に中間見直し）

(2) 計画概要

国の基本指針を踏まえ、県は、策定済みの予防計画に記載されている項目に加え、病原体等の検査の実施体制や保健所の体制の確保など新たな項目を追加して予防計画を定め、呉市はそれに即して呉市予防計画を定めます。

広島県が予防計画において定める事項

- ① 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- ③ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- ⑤ 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 7 宿泊施設の確保に関する事項
- ⑧ 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 9 総合調整又は指示の方針に関する事項
- ⑩ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ⑪ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- ⑫ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

呉市においては、○で示した事項及び保健所設置市が定める必要がある数値目標について呉市予防計画に定める予定

3 今後のスケジュール

令和5年	8月～11月	計画素案の検討
	12月～1月	最終調整
令和6年	2月～3月	計画策定

※なお、呉市予防計画の実行性を担保するため、新たに「呉市健康危機対処計画（仮称）」も併せて定める予定です。